

レキオスセキュリティ レンタル契約約款

株式会社レキオス（以下「当社」といいます）は、レキオスセキュリティ レンタル契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、集合住宅等の所有者、管理組合その他これらの者に代わり本約款等の定めに同意する権利を有する者（以下「契約者」といいます）へ、カメラ機器および関連機器（レコーダー、ルーター、HUB、部材など）または、これらに付随する通信機器および電源設備等のうち、必要な機器（以下「設備機器」といいます）を一体してレンタルし、レキオスセキュリティ（以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本約款に記載する価格は全て税抜き価格とします。

第1条（約款の適用）

1. 本約款等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本約款の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
2. 契約者以外の者が本サービスを利用する場合、当社は所有者、管理組合より同意を得ている証書の提出を求められることがあります。
3. 料金規定および最低利用期間については、別途覚書にて定めます。

第2条（用語の定義）

本約款における用語を以下の通り定義します。

- ① 「電気通信設備」とは、電気通信を行うために必要な機械、器具、線路などの電氣的設備をいいます。
- ② 「契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための本約款等に基づく契約をいいます。
- ③ 「契約物件」とは、本サービスが提供される集合住宅等をいいます。
- ④ 「対応カメラ」とは、契約物件に設置されたカメラ機器をいいます。

第3条（約款の変更）

1. 当社が必要と判断する場合、本約款を契約者の承諾なく、変更することがあります。その場合、当社は変更後の内容および効力発生日を、当社が定める方法により通知するものとします。
2. 本約款が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によるものとします。

第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、設備機器の設置および遠隔監視、保守、カスタマーサポート、公的機関等から問い合わせ対応などの業務を一括して行うものとします。ただし、本サービスの契約時において本約款と異なる内容を定めた場合は、当該内容が優先して適用されるものとします。なお、当社は一部の業務を第三者へ委託できるものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に必要な設備機器を設置し、契約者へ一体して貸与します。
3. 契約者は、レコーダーに保存された映像を閲覧することができるものとします。ただし、本サービスは映像データの保存を保証するものではありません。また、当社は、消失または破損した保存データの復元を行わないものとします。
4. 契約者は、当社の指定する方法で申請することにより、当社が接続を認めた対応カメラを遠隔操作し、ライブ映像やレコーダーに保存された過去の動画および静止画を閲覧できるものとします。ただし、契約者の利用形態や対応カメラの種類によっては、当社が申請を承諾できない場合があります。
5. 本条4項に定める遠隔操作に必要なアカウントは当社が発行し、契約者は自らの責任において厳重に管理し、第三者へ貸与または転売してはならないものとします。

6. 契約者および当社以外の第三者が本サービスを利用する場合、事前に契約者の承諾を得るものとします。ただし、緊急および止むを得ない場合はこの限りではありません。
7. 当社は契約者と協議の上、設備機器を設置します。ただし、建物の構造上、契約者の希望する場所に設備機器を設置できない場合があります。
8. 契約者は、当社の承諾なしに設備機器を移動または撤去することはできないものとします。
9. 設備機器を設置するために必要な場所、設備、またはその設備に必要な電気は、契約者から無償で提供することとします。
10. 当社は、設備機器の設置等のために必要な場合には、契約者の承諾を得て、契約者が提供した場所に立ち入ることがあります。この際、契約者は正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾することとします。
11. 本約款に基づいて設置される設備機器、またはその他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から無償で提供することとします。

第5条（禁止事項）

1. 本サービスを利用するにあたり、契約者は以下の各号に定める行為を行ってはなりません。また、第三者に行わせてもなりません。
 - ① 本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出または申告等を行うこと
 - ② アカウント等を不正に利用すること
 - ③ 本サービスを不正の目的をもって利用すること
 - ④ 本サービスもしくは対応カメラに搭載されているソフトウェア等の全部もしくは一部の複製、改変、ライセンスの付与を行うこと
 - ⑤ 当社または第三者に対する誹謗、中傷、差別、脅迫、いやがらせ、プライバシーを侵害する行為、その他第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為を行うこと
 - ⑥ 犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為を行うこと
 - ⑦ 法令に違反する行為、わいせつ、児童ポルノ等（以下「公序良俗」といいます）にあたる映像を扱う行為、その他、当社が本サービスの提供上または運営上不適当と判断する映像を扱う行為、または本約款に違反する行為、またはそのおそれのある行為を行うこと
 - ⑧ 前各号の他、本サービスの提供およびその運営その他当社の業務に支障を与える行為またはそのおそれのある行為を行うこと
2. 契約者は、対応カメラの撮影した映像データをサーバー等へアップロードまたは転送してはならないものとします。映像データのアップロードまたは転送が発覚した場合、契約者は速やかに当社の指示に従って当該データを適切に処理するものとします。
3. 本サービスの利用目的は、以下のいずれかに限定するものとし、契約者は、本サービスを以下の目的以外に利用してはならず、目的外利用が判明した場合には、当社は本契約を解除することができるものとします。また、目的外利用により生じた第三者の損害について、契約者が全責任を負うものとします。
 - ① 犯罪防止目的
 - ② 施設管理目的
 - ③ その他、当社が事前に書面で承諾した特定の目的
4. 本条第3項①以外の目的で本サービスを利用する場合、契約者は集合住宅等に居住するものや来訪者（以下「人物」といいます）等に対する告知や掲示を行う必要があります。また、契約者は、対応カメラの位置や撮影範囲を適切に設定し、人物のプライバシーを侵害してはならないものとします。

第6条（本サービスの提供開始日と最低利用期間）

1. 当社が契約物件に設備機器を設置し、契約者が対応カメラの撮影した映像を当社が指定する方法で確認した時点をもって、本サービスの提供開始日とします。また、サービス提供開始日の属する月をサービス提供開始月とします。
2. 設備機器設置における工事日程は当社と契約者が協議の上確定するものとし、当社が指定した方法で通知した工事日程等を契約者等の都合により変更しようとする場合には、当社が当該工事当日のため準備に要した費用を、工事キャンセル費用として請求することがあります。
3. サービス提供開始日の属する翌月を請求開始月とします。
4. 本サービスの最低利用期間は覚書にて別途定めるものとし、最低利用期間終了後も、第18条で定める契約者からの解約の申し出がない場合、契約は継続できるものとしします。

第7条（端数処理および支払方法）

1. 契約者は、別途覚書に定める月額利用料を当社が指定する支払方法にて請求発生月の末日までに支払うものとします。
2. 月額利用料は請求開始日または請求終了日にかかわらず、全額請求するものとしします。
3. 本約款における消費税は、消費税および地方消費税率に基づき算出するものとし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、改正以降における上記消費税等相当額を変動後の税率により計算するものとしします。
4. 本条第3項において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

第8条（設備機器の保守、滅失および毀損）

設備機器は当社が設置し、機器の損傷や不具合が発生した際は当社にて修理または交換の対応を行うものとしします。ただし契約者による過失や故意による破損または第16条に定める設備機器の故障の場合、当社は契約者に対して費用負担を求めることができるものとしします。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

当社および契約者は、本約款に定める場合を除き、互いに相手方の事前の書面による同意なくして契約上の地位を第三者に継承させ、または契約から生じる権利義務の全部または一部を譲渡、担保その他処分してはならないものとしします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、当社または契約者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものをいう）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとしします。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

2. 当社および契約者は、当社または契約者が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社および契約者は、当社または契約者が、自らまたは自らの下請先もしくは再委託先（下請契約または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む）が本条第1項に定める反社会的勢力に該当しないことおよび将来も該当しないことを確約し、下請先または再委託先が、反社会的勢力に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに該当する下請先または再委託先との契約を解除し、または契約解除のための措置をとらなければならないものとし、当社または契約者が、本項の規定に反した場合には、相手方は何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。
4. 当社または契約者が本条の規定により契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第11条（当社が行う契約の解除）

契約に違反または下記事項が発生した場合、当社は契約者に対し契約の解除ができるものとします。

- ① 虚偽の内容で契約したことが発覚した場合
- ② 法令に違反する行為をした場合、または法令違反の可能性を指摘された場合
- ③ 会社更生手続、破産申立、特別清算等その他これに準じる信用不安があった場合
- ④ 公序良俗に反する行為があった場合
- ⑤ 当社に損害を与えた場合
- ⑥ 当社への支払いを滞った場合
- ⑦ 第5条に定める禁止行為を行った場合

第12条（損害賠償）

1. 当社は予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。
2. 第16条に定める設備機器の故障や当社の責任によらない設備機器の故障等により本サービスが停止した場合、当社は速やかに契約者へ通知し、サービス提供の再開に必要な措置を講じるものとします。また、サービス停止に伴い契約者に生じた損害や逸失利益について、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が停止した場合には、当社は、契約者の申し出により契約者と協議の上、本サービスの提供のために必要な措置を講じます。この場合、必要な措置に関する費用については契約者の負担とするものとします。
4. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合のすべてについて、その損害賠償の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は別途覚書に定める月額基本料を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合にはこの限りではありません。
5. 第4条で定めるアカウントの紛失、漏洩、盗難等の管理不十分、第三者による不正利用、契約者の利用上の過誤等により発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（免責）

下記事項の通り当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- ① 当社の地位が第三者に移転する場合
- ② 法令の改正や他、止むを得ない事由によりサービスが停止または廃止された場合
- ③ テロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因としてサービスの停止を余儀なくされた場合
- ④ その他、当社の責めに帰することのできない事項

第14条（機密保持）

1. 当社および契約者は契約上知り得た機密情報を相手方の事前の同意なき限り契約の解除または契約終了後においても第三者に漏洩してはなりません。
2. 以下の各号に掲げる情報についてはこの限りではありません。
 - ① 開示時点で既に保有していたことを証明できるもの
 - ② 開示後、開示を受けた当事者の責めによらずして公知となったもの
 - ③ 開示時点で公知のもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から開示をうけたもの

第15条（サポートおよび保守メンテナンス）

当社が契約者に対して提供する本サービスのサポートまたは保守メンテナンスの範囲を以下の通り定めます。

- ① 対応カメラの遠隔監視
- ② 契約者からの電話等による問い合わせ対応
- ③ 公的機関等からの電話等による問い合わせ対応および映像提供
- ④ 設備機器に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う点検または修理
- ⑤ 設備機器の経年劣化や機能の陳腐化を理由として、当社の判断により行う対象設備の交換または更新

第16条（保証の限界）

1. 当社は、設備機器に付随するソフトウェアおよびサービスについて、次の場合については保証できないものとします。
 - ① 通信障害およびネットワーク接続の問題によるサービスの中断または遅延の場合
 - ② システムのアップデートやメンテナンスによる一時的な利用停止の場合
 - ③ 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害およびその他の天災地変、公害または異常電圧等の外部的事情による故障もしくは損傷の場合
 - ④ 落下または衝撃等、取扱いが不適当なため生じた故障もしくは損傷の場合
 - ⑤ 接続時の不備に起因する故障もしくは損傷、または接続している他の機器やプログラム等に起因する故障もしくは損傷の場合
 - ⑥ 契約者の維持または管理環境に起因する故障もしくは損傷の場合
 - ⑦ 第三者に起因する故障もしくは損傷の場合
 - ⑧ 当社以外で改造、部品交換、設定の変更をされた場合
 - ⑨ 第三者へ譲渡された場合
2. 当社は、設備機器の故障や不具合により発生した契約者の損害、損失、利益の逸失、またはその他の間接的な損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失によって生じた損害については、この限りではありません。

3. 契約者が取得した映像データに対するプライバシー保護義務については、契約者が全責任を負うものとし、当社は、違法な利用やプライバシー侵害に関して一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（本サービスの中断）

1. 当社は以下の各号に定める場合には、本サービスの提供を一時的に中断する事があります。
 - ① 本サービスの保守点検または工事上止むを得ない場合
 - ② 本サービスの障害等止むを得ない事由がある場合
 - ③ その他、当社が本サービスの運営上一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は本サービスの利用を中断する場合、予め契約者に通知するものとします。但し、緊急および止むを得ない場合はこの限りではありません。

第 18 条（解約方法）

1. 契約者は、当社が指定する方法で、当社へ通知またはそれに相当する通知をもって、本サービスの契約を解約することができるものとします。
2. 契約者が解約を申し出た翌月の末日が解約日となり、月中の解約は認められないものとします。ただし、契約者が申し出の翌月末以降月の末日を解約日として要求する場合、契約者は当社所定の書面により、その解約日を申請し、当社はこれを許可することがあります。

第 19 条（違約金）

1. 契約締結後、契約者が本サービス提供開始前に契約を解除した場合、別途覚書に定める違約金が発生します。
2. 本サービス提供開始後、覚書にて別途定めた最低利用期間内に契約者が契約を解除した場合、解約月の月額利用料に、解約月を含めた最低利用期間の残月数分を乗じた金額が違約金として発生します。

第 20 条（契約解除または終了後の措置）

1. 契約者は、契約解除または終了後の相当期間内に当社から一体して貸与された設備機器を返却しない場合、当社の請求に応じて当該機器の代金相当額を支払うものとします。
2. 当社は、本サービス提供のため契約物件等の共用部に設置した当社が所有権を有する設備機器について、当社の負担により撤去を行うものとします。ただし、設備機器が設置される場所に撤去を妨げる構築物等があることによって、別途撤去費用が発生する場合は、契約者が当該費用を負担するものとします。
3. 契約解除または終了後において、当社は、LAN ケーブル等の構内配線、配管や盤等の共有部設備等、当社の判断により契約物件内に残置し、当該残置設備に対する所有権を放棄するものとします。ただし、契約者は、撤去費用を負担することにより当該残置設備の撤去を当社に指示できるものとします。
4. 本条における当社による導入設備等の撤去工事は、契約物件の原状回復を目的とするものではなく、当社は、当社の責めに帰すべき事由による契約物件の損傷等があった場合を除き、いかなる場合であっても契約物件等の原状回復義務を負わないものとします。

第 21 条（個人情報に関する取扱い）

1. 当社は別で定める「株式会社レキオス LEQUIOS 光（レキオス光）個人情報保護方針」に基づき、契約者に関する個人情報を取り扱うこととします。
2. 対応カメラによって取得された映像データの所有権および管理責任は、原則として契約者にあるものとします。
3. 契約者は、映像データが第三者のプライバシーを侵害しないよう適切に管理し、必要に応じて法的義務に従うものとします。

4. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに、取得した映像データを第三者に提供、販売、または公開できないものとします。ただし、法律に基づく提供や捜査機関からの正式な要請があった場合は、その限りではありません。
5. 契約者は、映像データの保存期間を適切に設定し、プライバシー保護の観点から必要な期間を超えて保存しないものとします。

第 22 条（地位の譲渡、名義変更等）

1. 契約者は、本サービスの提供対象となる集合住宅等が売却、差押え、譲渡、相続、遺贈等で所有権の変更がある場合は、事前に当社へ申告し、本サービスの継続または解約を協議するものとします。
2. 当社は、契約者により地位の譲渡について承認の請求があった場合は、当該地位を承継する相手方が債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがある場合や、その他当社の業務遂行上支障がある場合を除き、これを承認するものとします。ただし、当該承継時において契約者に本サービス料金に係る当社への支払遅滞（以下「当該債務」といいます）がある場合、当社と契約者または承継先の相手方との間において当該債務の免責または債務引受の合意がある場合を除き、契約の地位は承継されないものとします。
3. 当社は、前項に基づく承認を行わなかったことにより、契約者、売却先等、その他第三者に損害が生じた場合であっても、何らの賠償義務等を負わないものとします。
4. 前項の売却先等が本約款等の地位承継に応じなかった場合は、当社が第 6 条 4 項および第 19 条 2 項により最低利用期間内に解約したものとみなし、同条同項で定めた違約金が発生することとします。
5. 契約者は、相続または法人の合併、もしくは分割等によりその氏名または法人名、住所または連絡先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法により当該事実を証明する書類を添付し届け出なければならないものとします。

第 23 条（期限の利益喪失）

当事者の一方が契約に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知によって、相手方に対して負っている債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならないものとします。

第 24 条（協議事項）

この契約に関して疑義が生じた場合は、当社と契約者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、当社の定めるところによるものとします。

第 25 条（裁判管轄）

当社および契約者は、契約に係わる一切の訴訟に関し、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024 年 9 月 1 日 版